

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融 商品取引法等の一部を改正する法律」の概要につ いて

平成23年 7月22日
金融庁総務企画局市場課



資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

金融が実体経済を支える必要

金融自身が成長産業として経済をリードする必要

我が国資本市場及び金融業の基盤強化が課題

多様で円滑な資金供給の実現

ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る開示制度等の整備

- 目論見書の交付方法の弾力化 等
- ⇒ **上場企業等の増資手法を多様化**

コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大

- コミットメントラインの借主の範囲を、大会社等以外にも拡大
- ⇒ **中堅企業等に新たな資金調達手法を提供**

銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁

- 銀行・保険会社等金融機関の子会社等において容認されているファイナンス・リースの提供を、本体にも解禁
- ⇒ **中小企業等がワンストップサービスを享受**

国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

- 顧客がプロ等に限定される場合には投資運用業の登録要件（最低資本金等）を一部緩和等
- ⇒ **投資運用業の立上げを促進**

資産流動化スキームに係る規制の弾力化

- 資産流動化計画の変更手続等の簡素化や資産の取得に関する規制緩和 等
- ⇒ **都市再開発等のための資金調達の手続等を簡素化**

英文開示の範囲拡大

- 外国会社等による英文開示について、対象とする開示書類の範囲を有価証券届出書等に拡大
- ⇒ **外国企業の我が国への上場促進**

市場の信頼性の確保

無登録業者による未公開株等の取引に関する対応

- 無登録業者による未公開株等の売付けを原則として無効に
- 無登録業者による広告・勧誘行為を禁止
- 無登録業者に対する罰則を引上げ 等
- ⇒ **未公開株等の投資者被害を抑止**

投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

- 登録拒否事由に人的構成要件を追加
- ⇒ **投資者被害の発生を抑止**

1. 上場企業等の増資手法を多様化 <ライツ・オファリングに係る制度整備>

- ライツ・オファリングとは株主全員に「新株予約権」を無償で割り当てることによる増資手法

既存株主の公平な取扱いに配慮した増資手法、投資者保護の観点から積極的活用を求める声

改正

目論見書の交付方法の弾力化

株主全員に対する目
論見書の作成・交付
を不要に



期間短縮
コスト負担軽減

証券会社による、未行使分の新株予約権の取得・
行使を「有価証券の引受け」と位置付け
(適切な引受審査の義務付けなどの規制を課す)



投資者保護
資本市場の健全性確保

2. 中堅企業等に新たな資金調達手法を提供 <コミットメントラインの借主の範囲拡大>

- コミットメントライン契約（特定融資枠契約）とは、貸主が一定の期間及び金額の融資枠を設定し、借主がそれに対し手数料を支払う契約

改正

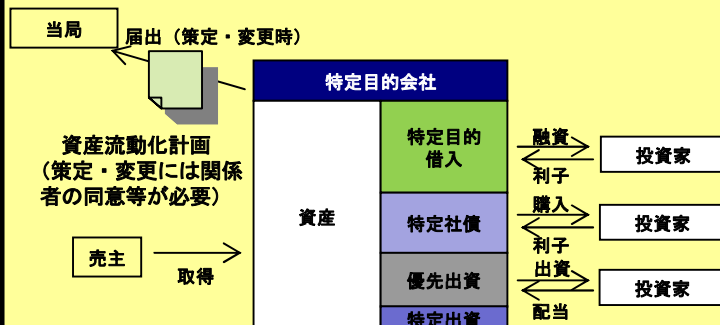
- 大会社（資本金5億円以上又は負債200億円以上の株式会社）
- 資本金3億円超の株式会社
- 有価証券報告書提出会社 等

拡大

- 純資産10億円超の株式会社
- 大会社等の子会社
- 金融機関（証券会社・貸金業者等） 等を追加

3. 都市再開発等のための資金調達の手続等を簡素化 <資産流動化スキームに係る規制の弾力化>

- 資産流動化スキームとは、予め定められた計画（資産流動化計画）に基づき、投資者から資金を集めて資産を取得し、資産から生じるキャッシュフローを分配するスキーム



・計画の変更
手続等が煩雑、
・規制が過剰、
との指摘

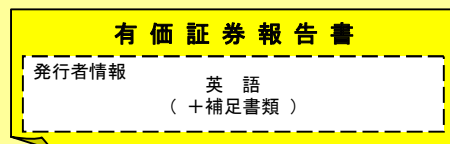
改正

- 資産流動化計画の変更届出義務・手続の緩和
(変更届出義務の一部免除等)
- 資産の取得に係る規制の見直し
(備品等の分別管理義務等の免除等)
- 資産流動化の応用スキームの促進
(特定目的信託の仕組みを利用したイスラム債の
発行を促進するための制度整備)

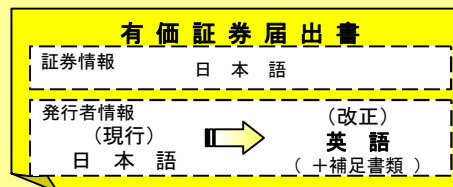
4. 外国企業の我が国への上場促進 <英文開示の範囲拡大>

- 英文開示とは、外国会社の英語による有価証券報告書等の提出を可能とする制度

外国会社が上場しやすい環境を整備し、投資者の投資機会を拡大する必要



拡大



5. 未公開株等の投資者被害を抑止 <無登録業者による未公開株等の取引に関する対応>

取引の無効ルール創設

- 無登録業者が非上場会社等の株式・社債等の売付けを行った場合、その売買契約を原則無効に

その他の措置

- 無登録業者による広告・勧誘行為を禁止
- 無登録業者に対する罰則の引上げ

(注) 未公開株に関する相談件数(国民生活センター調べ)

2007年度:2,615件 2008年度:3,071件 2009年度:6,114件 2010年度(12月末現在):5,362件(前年同期3,257件)